

 **本田小学校PTA表彰規定** 

第1条 P T A会員及び児童の善行に対して、表彰するために細則第11章第40条により次の規定を定め、実行委員会の承認を得て表彰できるものとする。

第2条 P T A会員の表彰は、次の各号の一つに該当する場合表彰できるものとし、定期委員総会において表彰状を贈る。

1. クラス委員、学年委員、または校外生活指導委員あるいは専門副委員長を計4年務めた者。
2. 専門委員長を務め、さらに専門副委員長、またはクラス委員、学年委員、校外生活指導委員を計2年務めた者。
3. 役員であった者。
4. P T A活動、あるいは学校教育活動において顕著な成果を挙げた者であり、実行委員会で承認された者。

第3条 学校職員で学校教育またはP T A活動等顕著な成果を挙げた者には、定期総会において感謝状を贈る。

第4条 児童の善行顕著な者はこれを表彰し、表彰状を贈る。

第5条 この規定に定めない場合は、役員会で協議し、実行委員会の承認を得るものとする。

第6条 この規定は、実行委員会の承認を得て改正できるものとする。

第7条 本規定は、平成17年4月26日より施行する。

追記 本規定は、令和6年12月1日より施行する。

